

疎明資料（書証）説明書

（〇〇年〇月〇日 申立人・~~被申立人~~ 提出） 岐労委 〇〇年（不）第〇号
益田工業 不当労働行為事件

資料番号	疎明資料の表示	立証の趣旨	備考
甲第1号証	団体交渉申入書	〇〇年〇月〇日に山県書記長が、益田総務部長に手交した団体交渉申入書。 これをもって、団体交渉申入れの事実を立証する。	
甲第2号証	組合脱退届	〇〇年〇月〇日に申立人組合に提出された岐阜副執行委員長以下32名連記の組合脱退届。 これをもって同人らの組合脱退が、〇月〇日に益田総務部長が伊奈波副執行委員長に対してなした組合脱退、第2組合結成の勧奨によるものであることを立証する。	

- ※ 「資料番号」の欄には、申立人の場合は「甲第〇号証」、被申立人の場合には「乙第〇号証」とし、1から順に記載してください。
- ※ 「立証の趣旨」の欄には、資料の簡単な内容と、それによって何の事実を立証するのかを記載してください。